

重度心身障害者医療費助成制度の現物給付（窓口無料）  
を求める意見書

現行の重度心身障害者医療費助成制度においては、受診の際に、病院の窓口で医療費を一旦支払う必要があります。

しかし、障がいのある当事者においては、医療費を窓口で支払うことができずに、受診を控えたため、症状が重篤になるケースもあります。軽症のうちに治療すれば、入院に至ることもなく医療費の抑制になったはずですが。

保護者においては、医療機関での様々な場面で一人での対応は厳しく、他者の支援、協力が必要となる状況が多く、その負担も大きいです。

現物給付（窓口無料）に対しては、医療費の増加を危惧する意見もあります。しかし、障がいのある当事者が医療機関にかかる場合、ヘルパーの確保、移動支援等、障がいがあるがゆえの医療費以外の負担が多く、受診を控えがちであるのが現状であります。

なお、現物給付（窓口無料）を実施すれば、市町村の業務軽減にもなります。全国では、29都道府県が既に現物給付を実施しています。

障がいのある人々の命と暮らしを支えるためにも、現物給付（窓口無料）は必須です。

鹿児島県においても、重度心身障害者医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年3月12日

鹿児島県始良市議会議長 森川 和美

鹿児島県知事 三反園 訓 殿